

魚津市告示第122号

魚津市子宮頸がん検診HPV検査導入モデル事業実施要綱の一部改正について

魚津市子宮頸がん検診HPV検査導入モデル事業実施要綱（令和2年魚津市告示第22号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月7日

魚津市長 村椿 晃

第2条中「42歳に到達する者」の次に「及び当該年度中に43歳に到達する者のうち、前年度のHPV検査の結果より当該年度にHPV検査が必要であると市長が認めた者」を加える。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。